

令和7年度及び令和8年度の 主な取組について

③感染症対策について

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

「新型インフルエンザ等対策」について

新型インフルエンザ等対策特別措置法とは

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を、「感染症法」、その他の新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延防止の法律と相まって図るために制定。

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記の目的を達成するため、国や自治体(県・市町村)が定めなければならない感染症の発生段階に応じて、取るべき具体的な対策をまとめた計画(法定計画)。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民(国民・県民)の生命及び健康を保護する。
- ② 市民(国民・県民)の生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策推進のための役割分担>

主体	主な役割
国	・新型インフルエンザ等の発生時に自ら対策を実施し、地方公共団体等が実施する対策を支援 ・ワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保 ・感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有 等
県	・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担当 ・医療提供体制の整備、検査体制の構築、まん延防止の対策 等
市町村	・住民に対するワクチンの接種 ・県との連携のもと、患者や濃厚接触者への生活支援、要配慮者への支援 等

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

加賀市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要について

計画の概要

位置づけ

新型インフルエンザ等対策の実施に関する市の行動計画

目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

主な記載内容

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- ・各対策項目における発生段階ごとの対策の内容

計画の期間

令和8年度中から(計画改定後から)
(今後はおおむね6年ごとの政府行動計画、県行動計画の改定を踏まえ必要に応じ改定)

根拠法

新型インフルエンザ等対策特別措置法

参考とする計画

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月閣議決定)
- ・石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月改定)

対象となる感染症

新興感染症(厚労大臣が指定する以下のもの)
・新型インフルエンザ等感染症
・指定感染症
・新感染症(全国的かつ急速なまん延の恐れのあるもの)

計画のポイント

平時の準備の充実

- ・国や県等の関係機関と連携し **平時から実効性のある訓練を定期的に実施**し、点検・改善
- ・協定締結による、**有事の際の感染症対策物資の確保**

有事のシナリオの再整理

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に渡る複数の波が来ることも想定して対策を整理
- ・検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、市民経済の状況等に応じて、感染拡大と市民経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

対策時期の区分けに応じた対策の充実

- ・各対策の記載を、改定前の6期(①未発生期②海外発生期③市内未発生期④市内発生早期⑤市内感染期⑥小康期)から**3期(①準備期、②初動期、③対応期)**に区分けし、幅広いシナリオに対応できるようにする。

対策項目の充実

- ・対策項目に、①**保健** ②**物資** の項目を新たに追加し、**新型コロナ対応で課題となった事項(健康観察及び生活支援、感染症対策物資等の不足等)を中心に、対策を充実**

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

「加賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定(案)の骨子

<対策内容>

「政府行動計画」にもとづき、「①保健」「②物資」等の項目で新たな対策を追加

具
体
例

① 市は県が実施する健康観察、情報共有を受けての患者や濃厚接触者への食事の提供等のサービス提供や、パルスオキシメーター等の物品支給に協力する

② 市は新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄及び定期的な確認をする

<対策時期>

改定前は短期の収束を前提に発生期ごとに分けた対策となっていたが、改定後は対策ごとに「準備期」、「初動期」、「対応期」に分け、長期に渡る複数の感染拡大も想定し、様々なまん延パターンに対応できるよう改める。

改定前		改定後	
未発生期		準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
海外発生期		初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知以降～ 政府対策本部・県対策本部の設置まで
国内発生早期 [全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態]	➡	対応期	国内発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
国内感染期 [患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態]			病原体の性状等に応じて対応する時期
			ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
小康期			特措法によらない 基本的な感染症対策に移行する時期

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく加賀市行動計画(案)の構成

目次	記載内容等
第1章 はじめに	市行動計画の位置づけ
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
1 対策の目的	主目的(市民の生命及び健康の保護、市民生活及び市民経済への影響の最小化)
2 対策の基本的な考え方	科学的知見及び国や県の対策も視野に入れ、市の特徴も考慮し各種対策を総合的・効果的に組み合わせる
3 対策実施上の留意点	感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替等
4 対策推進のための役割分担	国、県、市、医療機関、指定(地方)公共機関、事業者、市民の役割
5 市行動計画の横断的な留意点	市対策本部及び市連絡会議の構成、役割等など各対策項目に共通して考慮すべき事項
第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取り組み	
1 実施体制	発生段階ごとの実施体制、人材確保・育成や実践的な訓練等を通じた対応能力の向上
2 情報収集、情報提供・共有、リスクコミュニケーション	平時及び有時の情報収集方法・提供方法、リスクコミュニケーション
3 まん延防止	市が国、県等と連携して実施するまん延防止措置
4 ワクチン	ワクチン接種の実施の方法(接種体制・医療従事者の確保等)
5 【新】保健 、医療	健康観察及び生活支援、医療体制の整備及び適切な医療の実施
6 【新】物資	物資及び資材の備蓄等
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	その他の市民生活及び市民経済の安定に関する措置(要配慮者への支援、火葬体制の構築等)

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

市の実施体制(初動期以降)

時期	初動期	～ 対応期
	国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑い	厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表(感染症法)
国	閣僚会議、関係省庁対策会議	政府対策本部【特措法】
県	石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部	石川県新型インフルエンザ等対策本部【特措法】 新 保健医療調整本部【県独自】 保健医療調整本部会議【県独自】(拡大感染症連携協議会)
市	市対策本部【特措法に基づかない任意設置】 本部長:市長 本部員:各部署の長、関係課長 市連絡会議 会長:総務部長 委員:関係部総務担当課長 ※市対策本部が設置された場合、速やかに設置。 なお市対策本部が設置されていない場合でも、必要に応じて設置可能。	市対策本部【特措法に基づく設置】 本部長:市長 本部員:各部署の長、関係課長



